高裁控訴審判決は (五月一日)にて決定 万 十 四

却芦認 3 訴 神 れ 理 まし は、大 確 昨の 年 代 表 末 に役 求 東員の の 提 地地 訴 が裁位 棄 で確

に そ がた だし 控 年 訴 他 芦 末 年. この支援 原理 しました。 い訴 始 事 訟対 の b は 対策とな あ 花菖 ŋ な 時 りまし 蒲 期 東 京 京高會 で の 裁 た慌

四なの日 確 に そ り 認があ となり あ の んり、 判決の 第一 次の言ひ渡, め、結審: 控訴理由者 ました。 仮しが六月十 留することと 田書や補充書 書論やが 補五 充 月

号見説受いない。 神日 さについては、 月 号に 本庁当局 刊若木」 掲 しましたが 載 は、 に弁護・ た し 地 本 本会報の2 ま 裁 士の決 判 し た。 10 不解を

で 過

以 し をきます。 経 過 に 昨 年 つ 本問 Ŧi. 月 題 簡 0 単に 理 解 議 整 の整員た理会

幌高裁の判決は未定

に 参 照く ださ

続させて

ゐ

▼ は 数 は 統 一 の 無 理 旦 理 効 たが、 の交付か 基づくす 广 務 伝達 で、 様は芦原 執 選 で 昨 あ 行 文書 任 するとともに、 統 年 をし 役員 P 事 理 様 持 事 と さ つ 0 で本庁 , ち帰 務処理を 主 理 評議員会 の は の 意見 視 た役 たが、この 指 張 事 され する を総 るこ 名 弁 0 事 が 護 決 員 議 に すべ 務 有 ととなっ 議 長 士 ょ の 員 は り、 この指 効 とも 務 公会後 局に指名を に の 役 き指 な 指 文書 で、 部 で 員 名され そ あ 確 長 61 の の た。 名に るの と多 指名 b 示 認 の 統 新 改 書 場 理 0

芦原 基づき、 事 務 理 事 局 が は 無 表 役 視 統 したままな 員 理 様の 交代の登記 代の登記申の指名書に の で、

本庁当 であ るとする 局 は、 ح 0 仮 処 登 分 記 の 申 申 請 が

原

判決

(ならびにこれ

を是



在 後 裁 たままの を 任 任 は 旭 する 者が これ Ш 地 ځ を認 \mathbb{H} 決 裁 中 定 0 に 代 理 するま め 申 表役 屈 L で、 本 出 員 で 庁 た。 で暫 は 登 当 記 局 旭 は、 定 さ な Ш 継 れほ 地

東京高裁の様子をなは決定がされると見 まだ結び 第8号に 訴 の 旭川 して で、 をり、 地 論 芦 掲載 が 原 裁 出 理 の 一てゐ 審問 事 決 をみてゐる た。 は札 定 見込 の状 は 兀 幌 不 き 当で 月 況 高 いれたが、 ころに は 裁 の 会 に あ か、 報 控 る

とな ح 訴 言 ▼芦原 を認め の判 した裁 のやうに 渡 つ 決 し 理 で認 るべ 判 事 が ?六月 直 は、 が らに < 代表役 め 一二月二二日 にださ 5 に高裁に 東京 員 れるこ 地 で 控 裁に 冒 あ るこ 頭 し、 ح 記の 提

控訴 理 由 の 主 要 論 点

た芦 論点はご 札 原 幌 以 理 高 裁、 下 事 の 0 通 東京高: り で 理 由 裁 書 に 提 の 主 出 要 し

> を考慮、 位置づ 規程 本庁 0 識せずに、「 上 する本庁 違法」 立位にあ 憲章」とそ ?役員 け 解 せず、こ 下 がある。 を る そ 説 見誤 規定 「役員規 の b 統理」と 他 れ 含 0 つ で れ に の む 主 あ が 機 基 程 ることを 関 づ 」と略 庁規 法文解 < に 関 月 する 神 社 刊 称 の 0 本

張し である これ 体の を してゐる) 控訴人法 教法人法」に 0 古 ずる場合、 して運営され 『本質的な神社本廳』 1来から 神社 明 神社本庁」』(控 神社 た。 世俗 確 を明確に区別 「神社 に が 人」と 的 連 の 本 とが 宁 携 伝統 理 事 前提 |本廳」 てゐ より する 務 する ح あ 記 を継 運 事 するため る。 法 る 営 寸 必 述 訴 実 ₹ 1 体とし 要を強 人格 と、 することと の 理 承 S (宗教団 この両 ため 由 と し 寸 そ 7 を L 体 に「被 て、 < で 取 _ の 7 全 を 人 寸 玉 主 得 宗 0 は 体

原判: 0 犯してゐ 釈の 法人規 上を 決 は、 み 過 論 則 ح 大 じ、 で に あ 0 整 重 法 る 庁 視 理 の 規 す が 不 る 0 過 役 規 + ち 定

は十七名で統 『宗教法人 「神社· 理 は 本庁 含ま れ な の 理

る。 なくては 0 役員 員 -七名 当然のことで 会が上 ならない。 来 の ح の 事により 位 の二つ 寸 に あ あ と るも る の L が 形 --ル式があ のとし 後者 神

るの 会では こで統理の指 総長として法人の代表役 運営されてきた会議 致 者 御 の選任をされた統理を中心 の で 前会議 役員会であ なけ 員会 ればならない。 」のごとく伝統的 直 評 名を受けた 後 議員会で満場 ŋ の 役 で 法 員 .人の 、会は、 あ **めり、こ** 員 者 へとな 役 が、 に 員 後

ても同 て庁務 する。 はこの の 最 決 と 0 の 権 の 対象 を総管するの [員規程] 神社 役員 に従 評議員会であり、「統 本来 で んり、 あ は 本 は の 午廳」を る は統理の ぬ 定定め 神社· の 神社 であり、「統 は 高 憲章違口 員に 命 権 総理する ら 本庁 本 られ、 を受け 力を 廳 憲章 お 議 反 有 理

> 5項)」 役員 かみてゐな の を予定」してゐる は 指 招とい 解釈 役員会 会 理 は、 の が 0 ふ行為 の 負 趣旨 い失当 判断 法人として は で に ~ ら、 の に であ とする 行 B 係 長 は は 統 0 実質 の れ る 理 補 原判決 側 ること の 責 佐 的 総 40 任 を 面 長 条

や承認、 議 ふ必要はな 法人の責任役員会 権 事務処理 条 5 項)」 lacktriangle個限に属 「役員 決 裁 P の過程 はする事で 必要である に 規程」に のやうな定 ついては、 項 で、 一の多 ĸ は こついて 総長 が 庁 め 数 起 は 案一 決 統 の な 規 は、 助言 に 理 $\widehat{40}$ 11 0 従 の 稟

得るも と の役員会から独立した、『本来の 行為は、『宗教法人「神社 責任 神社 臨時 よるも を負 Š 本廳」 行為は、 役員 の でも ふものでも 会に での「 な け お 総長 れ け ば役員 Ź 統 の 補 ||本庁|| 佐 指 名_ 会が の 権 の

できるだけかみ砕いて(ややか▼以上、理由書の主要な論点を、

ので、 ん が、 での参考にされ み 細 割 な 一愛し、 概要 事 す 列記 へをご は さ まだ多 せて あ 要点 理 解 か ₹ √ の 岐 ただ 6 1 b た み に 知 ただく とし わ れ ₹ √ たる た。 ま 上た

「花菖蒲ノ會」今後の課題と

の

立

とをご理解いただけたかと思ふ。社本庁」』の二つの側面があるこ「神社本廳」』と『宗教法人「神いて、「神社本序」には『本来のいて、「神社本庁」には『本来の以上の控訴理由書の解説にお

ゆくことが目標である。社本廳」』の立場を確立堅持して「花菖蒲ノ會」は『本来の「神

傾いてゐる。 神社に強制力を確保する方向に さらに「包括法人」として全国 教法人」であることに固執し、

の教学を興すことである。に事始まり、国史を貫いて不なる祭祀の道統を護る存在れたのであるが、この連帯れたのであるが、この連帯れたのであるが、この連帯が発展させるものは、「敬神の教学を興すことである。 この教学の 「憲章」 制 とも 定に を見失 もかく包括法人でを見失った現本庁 、を蔑ろにして、 際 て不易」 高 在 とし 天 皇継さ機 原

> 定に る施 根 拠 挑んでゐる にしてしま 今回 の不 ・ 当 最 な は 統 理 高 様裁雇 で不降 定格 の さ を 否 れ実

たいのが現執行部なのだらうか。たいのが現執行部なのだらうか。 と 同 「○○学会」や「○○教廳』の根底とすべきではな 取百 あるが、これをも ン エ年後の斯里 プライアンス 「宗教法 組まなくてはならない。 . 列の存在として自己保 乙 界のためにも、 は で って『神社 当 |然必要 身し で の 61 ま コ

んな組織を日からは離脱はが、「高天原 お議 あるが、 裁判所が正当な人會」の基本的立 **股決機関** 包括法 れることを期 ŋ を目 脱は不可能 人からは 正当な から事始まる」機構 こと 指 すの 立 の 待 離脱は 場とならう。 するも 解を深 が である。 あ と決定が 自らの最高 「花菖蒲 ので できる 61 有に て そ は

神社界の真姿を顕現しよう

自

防

衛

統

理

様

の

もとで